

特定非営利活動法人つくばアクアライフ研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つくばアクアライフ研究所という。
英語の場合は、英表記でNPO Tsukuba Aqua Life Research Instituteという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市葛城根崎7-1番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、水とスポーツに関わる全ての人々に対して、水とスポーツに関する情報や技術を提供する事業等を行うとともに、健康増進に関する幅広い分野における研究及び教育の普及活動とスポーツの文化としての振興を目指し、人々が心身ともに、より健康に暮らせる社会づくり及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 豊かなスポーツライフの支援事業
- (2) スポーツ選手及び指導者養成事業
- (3) スポーツ施設及び団体の企画・管理・運営支援事業
- (4) 健康増進及び水とスポーツに関する普及事業
- (5) 健康増進及び水とスポーツに関する調査研究開発支援事業
- (6) 前各号の事業を達成するために必要な事業



2 前項各号に掲げるもののほか、収益事業として次の事業を行う。

(1) オリジナルグッズの販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法上」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、法人の活動・運営に参画する個人及び団体

(2) 一般会員 この法人の事業に賛同して入会した、サービスを利用する個人

(3) 賛助会員 この法人の維持発展を支援するために入会した個人及び団体

(資格)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

(入会)

第8条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条各号に掲げる条件に適合すると認められるときは、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、この法人に納入した入会金及び会費の返還を求める事はできない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が解散したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき

(5) この法人が解散したとき



退会)

第11条 会員は、別に定める退会届を1ヶ月以前に提出し、任意に退会することができる。

除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の主旨に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により除名しようとする会員には、その除名の決議を行う総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び事務局

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

3 役員は総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。



- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員の4分の3以上の決議によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第12条第2項中「会員」とあるときは「役員」と、「除名」とあるときは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。



第 4 章 会議

(類)

第 21 条 この法人の総会は、総会及び理事会の 2 種とし、総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算の承認
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 4 2 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) 規程の制定及び改廃
 - (11) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の定数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集があったとき。



(集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号及び第3号の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会議の5日前までに書面または電子メールをもって通知しなければならない。

4 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会議の5日前までに書面または電子メールをもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 会議は、その会議を構成する正会員又は理事の定数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、他の正会員若しくは他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決委任者はその会議に出席したものとす。

(議決)

第28条 総会の事項は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(表決権等)

第29条 各正会員及び理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員又は理事は、他の正会員若しくは他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決委任者はその会議に出席したものとす。

3 総会又は理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければな



らない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員総数又は理事の定数及び現在数
 - (3) 会議に出席した正会員数又は理事（理事長及び副理事長を含む）の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者趣旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び正会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

資産の構成

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の区分）

第32条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第33条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第35条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

- 2 収益事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（事業計画及び予算）

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、事業

年度開始前に総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで全事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第38条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第39条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の決議を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、事業年度終了後 3 箇月以内に理事会が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 6 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において正会員の 3 分の 1 以上が出席し、その出席者の 2 分の 1 以上の同意を得、かつ、法 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能



- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、総正会員の総正会員の2分の1以上の承諾を得なければならない。
 - 3 前項第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経て決定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示板に提示するとともに、官報に掲載して行う。

第7章 公告の方法

(細則)

第48条 この定款の施行については必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から試行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2003年9月30日までとする。



理事長	萬久博敏
副理事長	野村武男
理事	椿本昇三
理事	金岡恒治
監事	吉澤俊治

3. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から2003年9月30日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、会費に口制度を取り入れ、一口1000円としてこれを定める。

(1) 正会員	個人	入会金：	5口	会費：	5口
	団体	入会金：	50口	会費：	50口
(2) 一般会員	個人	入会金：	3口	会費：	3口
(3) 賛助会員	個人	入会金：	0口	会費：	10口以上
	団体	入会金：	0口	会費：	50口以上



様式第5号（第6条）

定 款 変 更 届 出 書

平成21年8月31日

茨城県知事 殿

住所 つくば市東光台四丁目18番2
名称 特定非営利活動法人つくばアクアライフ研究所
代表者氏名 理事 野村 武男



下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

所在地の変更（定款第2条 事務所）

	条文内容	変更時期
変更前	この法人は主たる事務所を茨城県つくば市葛城根崎71番地に置く。	
変更後	この法人は主たる事務所を茨城県つくば市東光台四丁目18番2に置く。	平成21年7月1日

2 変更の理由

本研究所の事業推進と永続的な活動のため

（備考）

「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。